

九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成24年 2月13日)

開催日及び場所		平成23年12月21日(水曜日) 10階会議室			
委員		松本津紀雄(弁護士) 竹下清(税理士) 藤田幹夫(ジャーナリスト) 飯村光敏(公認会計士)			
審議対象期間		平成23年7月1日～平成23年9月30日			
審議対象案件		221件 うち、1者応札案件18件 契約の相手方が公益法人等の案件0件			
抽出案件		10件 うち、1者応札案件2件 (抽出率5%) (抽出率20%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)			
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争		6件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名 競争	公募型指名競争		0件
			工事希望型競争		0件
			その他の指名競争		0件
	随意契約		0件		
	業務	一般競争		0件	
		指名 競争	公募型競争		0件
			簡易公募型競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
			その他の指名競争		0件
		随意 契約	公募型プロポーザル		0件
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		0件
			その他の随意契約		0件
	物品・ 役務等	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争		0件	
随意契約(企画競争・公募)		0件			
随意契約(その他)		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件			
(特記事項)					

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>I 平成23年度第2・四半期入札方式別発注状況について</p> <p>意見・質問なし</p>	
	<p>II 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について</p> <p>1. 工事</p> <p>(1) 平成23年度筑後川左岸農地防災事業大溝線（上白垣工区）工事</p> <p>・ 応札者が26社と多く人気があるのか、それと、調査基準価格を下回っている（低入札）応札者が多いのはなぜか。</p> <p>・ 落札業者のみ評価点の施工計画が10点となっている理由は。</p>	<p>・ 工種が少なく単純な工事のため、下流左岸の工事は、応札者が多くなっています。また、今年度最初の専決工事であり、業者は受注意欲が高く、調査基準価格に近い価格で応札したため、低入札が多かったのではと推測されます。</p> <p>・ 技術提案書が、今回の工事内容を十分理解した優れた提案であったため、10点としています。</p>
	<p>(2) 平成23年度筑後川左岸農地防災事業大溝線（福間工区）工事</p> <p>・ 落札方式の施工体制確認型総合評価落札方式「標準B型」の地元企業活用とはどういうものか。</p> <p>・ 応札者が、4社とは少ないのではないか。</p>	<p>・ 地元企業との下請予定金額の割合で総合評価の評価点を加点するものです。</p> <p>・ 同種工事の実績から競争性の確保は確認していますが、ダム等の大規模工事での実績がある業者が多く、本工事に興味を示さなかったのではと推察されます。</p>
<p>(3) 平成23年度筑後川左岸農地防災事業田川城島3号線（江上本工区）工事</p> <p>・ 工事の施工区間の決め方はどうしているのか。</p> <p>・ 今回の工事は、B等級の工事となっているが、もう少し施工区間を短くし、C等級の工事とし、地元中小企業が参入できるようにできないのか。</p>	<p>・ 工事の優先度（崩壊による危険性など）を考えて施工区間を決定しています。また、工事を施工するに当たりその区間を締め切りを行わなければ工事の施工ができないため、締め切りができる位置で区切ることとなります。</p> <p>・ 工事の優先度、水路の締め切り位置によって施工区間を決めており、意図的に2つの工事とすることはできません。</p>	

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答等	<p>(4) 平成23年度曾於北部(二期)農業水利事業南部幹線水路(猿路水管橋その他)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が97.7%で落札をしている。また残り6社については、すべて予定価格を超過しているが、おかしくないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度から予定価格超過及び低入札が応札者の8割以上且つ、落札率が95%を超える高落札の場合は、工事費内訳書等のヒヤリングを実施することとしています。今回の入札はこれに該当したため、全応札者に対しヒヤリングを実施しました。ヒヤリングでは、直接工事費及び諸経費についてチェックを行いました。適正であると判断し落札者を決定しました。また、公正取引委員会事務総局九州事務所にも相談を行い「このようなケースが繰り返し発生するようであれば、報告して頂きたい。」と言うアドバイスももらっています。今後も入札執行の状況を常に監視し、適切な対応を取りたいと考えています。
	<p>(5) 沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁(10工区)建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この工事には、特殊な建設機械を使っているのか。 ・内地でもこういった地下ダムを建設しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本に数台しかない特殊機械を使用しています。 ・内地ではこういった方式のダムは現在造っていません。過去に、喜界島(鹿児島県)で地下ダムを建設しています。
	<p>(6) 平成23年度有明海東部海岸保全事業昭代工区離岸堤(No. 11~No. 16)消波施設製作工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消波ブロックはいくつ造るのか。 ・1個当たりの単価はいくらになるのか。 ・このブロックを管理する場所は、請負業者が用意するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・約6千個です。 ・約2万8千円です。 ・国で、予め管理する場所を用意しています。
	<p>2. 業務 (1) 平成23年度国営施設機能保全事業一ツ瀬川地区東原調整池長寿命化検討その他業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が96.4%となっているが、高くはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易公募型のプロポーザル方式は、一番優れた技術提案を提出した者と随意契約を行うため、落札率は高くなります。

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>(2) 平成23年度地区調査「筑後川下流右岸地区」事業計画策定その他業務</p> <ul style="list-style-type: none"> このような業務を行える業者が少ないため、応札業者が少ないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募条件から100者以上は実施できると確認はしていますが、業務の中に、過年度に実施した排水解析プログラムの修正が含まれ、プログラムの理解等に時間を要する可能性もあることから、応札業者が少なかったのではないかと推察されます。
	<p>3. 物品・役務等</p> <p>(1) 九州農政局組織再編に伴う食糧部サーバ各機能統合業務</p> <ul style="list-style-type: none"> この業務については、応札者が1社なのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本業務は、九州農政局本局で使用しているLANシステムに食糧部のLANシステムの機能を移行するための業務で、本局のシステムを構築した社以外がそのシステムに携わるには、障害等様々なリスクが想定されるため、他の業者は応札してこなかったと思われます。
	<p>(2) 平成23年度国営干拓環境対策調査調整池水質保全対策検討委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物プランクトンを排除する装置の運転等を行う担当と水質試験はどこで行うのか。 結果の分析は誰が行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 装置は、特殊な機械であり、運転に必要な保守点検をメーカーの担当者が行い、装置の運転は、長崎県の担当者が行っています。水質試験については、公正を期すため外部専門機関に外注しています。 県において、検査結果等の取りまとめを行い検証しています。
	<p>Ⅲ 再度入札における一位不動状況について</p> <p>意見・質問なし。</p>	
	<p>Ⅳ 指名停止について</p> <p>意見・質問なし。</p>	

委員会による意見の具申又は勧告の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約を行う場合は、公正公明が保てるように引き続き配慮してください。 ・ 工事契約を総合評価落札方式で実施する場合は、評価点が重要となるため、引き続き適切な審査を行ってください。
[これらに対し部局長が講じた措置]	なし。

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。